

(証券コード 6059)  
平成27年6月10日

株 主 各 位

福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号  
株式会社ウチヤマホールディングス  
代表取締役社長 内 山 文 治

## 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、インターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1. 日 時  | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時  |
| 2. 場 所  | 福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号<br>ステーションホテル小倉 4階 「吉祥の間」   |
| 3. 目的事項 |   |
| 報告事項    | 1. 第9期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第9期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項    |   |
| 第1号議案   | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案   | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案   | 取締役10名選任の件  |
| 第4号議案   | 監査役2名選任の件   |

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.uchiyama-gr.jp>) に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、株主総会招集通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.uchiyama-gr.jp>) に掲載させていただきます。

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、円安・株高傾向が継続したことに加え、雇用状況や企業の業績にも改善が見られたことなどから緩やかな回復基調となりました。一方で、消費税増税や円安に伴う輸入原材料の価格上昇などの影響により、個人消費の力強さは回復していない様子が見え、依然先行きが不透明な状態が続いています。

このような経営環境下で、当社グループは各セグメントにおける事業戦略に基づく営業活動等を積極的に推し進めてまいりました。また、各事業間において、シナジー効果を向上させる取り組みを行い、企業グループとしての利益の最大化をはかりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は23,628,459千円（前年同期比8.6%増）、営業利益は1,432,829千円（同32.4%減）、経常利益は1,554,115千円（同35.5%減）、当期純利益は1,289,725千円（同41.8%減）となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

#### ① 介護事業

介護事業におきましては、介護付有料老人ホーム3カ所を開設したほか、ショートステイ3事業所、デイサービスセンター1事業所を新規開設するなど、積極的な展開をはかりました。また、兵庫県に介護付有料老人ホームを初進出しており、拠点範囲の拡大もはかっております。これらにより、当連結会計年度末時点での営業拠点は61カ所123事業所となりました。また、既存施設におきましては、空室を減らすために、近隣の病院や居宅介護支援事業所への訪問による連携の強化を推進することで入居率の安定化を目指しました。その一方で、当連結累計期間の新規開設施設及び、前年2月と3月に開設した介護付有料老人ホーム3カ所等については、管理人件費や施設維持費等が開設当初から固定費として一定額が必要となることから、費用先行となり、売上高は11,688,238千円（前年同期比13.3%増）、セグメント利益は914,373千円（同7.9%減）となりました。

## ② カラオケ事業

カラオケ事業におきましては、神奈川県に2店舗、東京都、静岡県、兵庫県、広島県、福岡県、大分県、長崎県、沖縄県にそれぞれ1店舗の合計10店舗を新規開店いたしました。このうち神奈川県と静岡県は初進出となり、拠点範囲の拡大を行っております。なおこれにより、当連結会計年度末時点での店舗数は99店舗となりました。また、新たにスマートフォン向けのアプリを開始し、モバイル会員の勧誘を行うなどしてリピート客の増加に努めましたが、集客面では消費税増税や天候不順等によるマイナスの影響が見られました。この結果、売上高は8,825,583千円（前年同期比1.3%増）、セグメント利益は1,326,028千円（同24.6%減）となりました。

## ③ 飲食事業

飲食事業におきましては、福岡県及び東京都にそれぞれ1店舗の新規出店を行いました。既存店舗におきましては、消費税増税や天候不順等の影響により、集客が減少傾向にあるため、タイムサービスの実施による集客の増加をはかったほか、法人顧客の獲得を目指し、企業訪問をするなどして、宴会需要等の獲得に努めました。この結果、売上高は1,992,764千円（前年同期比2.8%減）、セグメント利益は117,460千円（同43.0%減）となりました。また、11月にタイに海外初出店となる「かんてきヤスクンビット店」を開店しております。これにより、当連結会計年度末時点での店舗数は国内28店舗、海外1店舗となりました。

## ④ 不動産事業

不動産事業におきましては、販売用不動産の売買及び賃貸不動産の仲介業務等を中心に行っております。この結果、売上高は778,367千円（前年同期比152.0%増）、セグメント利益は48,771千円（同21.9%減）となりました。

⑤ その他

その他におきましては、ホテル事業において、円安の影響による国内旅行の活性化に伴う需要の獲得を目指し、広告媒体を活用し宿泊客の増加に努めました。この結果、売上高は343,505千円（前年同期比6.3%減）、セグメント損失は10,576千円（前年同期はセグメント利益7,423千円）となりました。

セグメント別売上高

区 分	前 期	当 期
介 護 事 業	10,318 百万円	11,688 百万円
カ ラ オ ケ 事 業	8,714	8,825
飲 食 事 業	2,049	1,992
不 動 産 事 業	308	778
そ の 他	366	343
合 計	21,758	23,628

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、4,479百万円であり、その主なものは、介護事業の介護施設の新設、カラオケ事業のカラオケ店舗の出店資金となります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行及び社債発行等の特段の資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは「幼・青・老の共生」をコンセプトとして、「幼年～青年～老年、共に楽しく過ごせる社会作り」を目指し、介護施設やカラオケ店舗の運営を中心とした事業展開を図っております。

今後は、更なる広域展開を志向し、当社グループのコンセプトやブランドイメージを全国的に定着させるべく、各事業子会社、各事業セグメントにおける対処すべき課題を適宜精査し、その都度適切な対応策を講じてまいります。

当社グループとして、現在事業の拡大・推進にあたり重要な課題として認識している事項は、以下のとおりであります。

#### (全社)

##### ① 人材育成の方針

当社グループの属する介護業界、カラオケ業界及び飲食業界では慢性的に労働力不足の問題を抱えております。当社グループにおきましては、対応策として採用に力を入れるのはもちろんですが、OJTを中心とした技術指導だけではなく、従業員研修制度に基づく各種取組みにおいて個々の成長をフォローし、職責や当社グループに対するロイヤリティを高めることで定着率の安定化をはかってまいります。

##### ② 管理体制の強化

当社グループとして、今後事業規模を拡大していくにあたり、人材の育成とともに管理体制を強化し、企業統治をより機能的に行っていくことが重要であると考えております。当社グループにおいては、管理・統制機能を担う各管理部門及び経営企画室を持株会社である当社に集約し、企業グループとして一体的な管理ラインを構築・運用することで、正確かつ効率的な企業統治に努めております。



## (介護事業)

### ① 事業展開地域の拡大

当社グループは、九州を中心に介護施設及び事業所を展開してまいりましたが、事業の中心たる介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）については、介護保険施設等にかかる総量規制の対象となっていることから、従来以上にスピード感をもって新規開設をはかるべく、全国の自治体による公募に参加し、開設の認可を得られるように努めると同時に、業界再編に伴う既存施設のM&A案件の情報等も積極的に収集するなどして、事業規模拡大の方策を検討してまいります。なお、全国各地域を対象として考えておりますが、当該地域における事業展開の将来性を判断するにあたり、高齢者の居住状況や同業他社の有無、運営状況については、十分に調査を行っております。

### ② 接遇レベルの向上

当社グループの介護施設の入居者のほとんどの方が要介護認定者であり、そのような方々に快適な生活を提供するためには、自立支援の観点を持ち、過剰なサービスとならないために配慮することが不可欠であり、その見極めには知識や経験、正しい情報が必要となります。それらを適切に行っていくためにも、自社の研修制度を充実させ、それらを通じて、従業員の能力向上をはかるとともに、本質的なサービスの質の向上を果たし、少しでも多くの入居者の満足感や信頼が得られるように努めております。

### ③ 施設レベルの向上

介護施設において、利用者に安心、安全にお過ごし頂くためには、介護職員による接遇レベルの向上のみならず、施設の安全性や信頼性を確保する必要があります。当社グループでは、災害時を想定した防災訓練の実施や、日々のクリンリネスの徹底、厨房の衛生検査の実施などにより、安全、衛生管理に取り組んでおります。また、介護事業においては、介護保険法や老人福祉法をはじめとする関係法令の周知は不可欠であることから、研修委員会等を通じて知識や技術指導を行うとともに、コンプライアンス委員会主導の下、コンプライアンス推進会による法令全般に係る指導の徹底に努めております。

### ④ 有資格者の確保

介護サービスの提供にあたり、看護師やケアマネジャー、介護福祉士等の有資格者の確保は不可欠であり、法令遵守の観点からも、有資格者の安定した雇用は重要な課題であると考えております。当社グループでは、有資格者の採用にあたって、知識・経験等を十分に考慮するとともに、入社後においても、能力や実績に応じて適宜待遇面の見直しを行うなどして、安定的な採用と定着率の向上を図っております。

## (カラオケ事業)

### ① 遠隔店舗の店舗力強化

当社グループのカラオケ事業は、福岡県を中心とした九州・山口地区から三重県、滋賀県、広島県、東京都、兵庫県、茨城県、静岡県、神奈川県への進出を果たし、広範囲に渡る地域展開への足がかりをつくってまいりましたが、新規に参入した遠隔地域における店舗のブランドイメージ定着、収益確保には時間を要する現状があります。このため、今後全国展開を推進するにあたり、屋号である「コロッケ倶楽部」の知名度の向上を図る必要性を感じており、積極的な宣伝活動の推進や、地域の競合他社や顧客の情報収集をこまめに行うことで、客観的に店舗のサービス力、商品力を評価し、迅速に見直しを行う体制の構築に努めてまいります。

### ② 競争激化と他社との差別化

カラオケ事業者の出店の傾向として、当社グループと同じく都心、駅前及び繁華街立地への出店を中心と考える傾向が高まっており、各地域での競合が激化する傾向にあります。当社グループとしては、繁華街立地で見込みやすい宴会需要に対して、コースメニューを充実、飲み放題・歌い放題プランの種類を増やすなどして他社との差別化を図っております。

## (飲食事業)

### ① 競争激化と他社との差別化

国内飲食業界においては、顧客の消費意欲の減退に伴い競争が激化しており、今後もその状態が継続すると考えられます。当社グループにおいては、競争力のある商品力、サービス力、価格設定等を随時検討するとともに、既存店舗の業態変更やリニューアルを行うなどして、対応策を講じてまいります。また、日本食の需要の高い海外での店舗展開についても引き続き検討してまいります。

### ② 商品力、接客の強化

当社グループでは、顧客のニーズを汲んだ商品提供を適時に行うために、料理長会議を月一回実施しており、既存商品のブラッシュアップや新商品の開発に取組むとともに、品質や安全性について研鑽を積んでおります。また、接客についても、積極的な採用活動による優秀な人材の確保と教育・研修を通じたサービススキルの向上を図っております。

### ③ 衛生管理の強化

衛生上の事故を予防し、顧客の信頼を保つことは、飲食事業を継続的に運営する上での前提となります。当社グループでは、専任の環境パトロール担当者を設置し、クリンリネスのチェックを行っている他、カラオケ事業を含めた全店舗において外部業者による定期的な衛生検査を導入しており、客観的な検証を通して衛生管理の精度の向上に努めております。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	平成24年3月期 第6期	平成25年3月期 第7期	平成26年3月期 第8期	平成27年3月期 (当連結会計年度) 第9期
売 上 高	17,973,400 千円	19,968,430 千円	21,758,577 千円	23,628,459 千円
経 常 利 益	2,372,033 千円	1,935,533 千円	2,411,275 千円	1,554,115 千円
当 期 純 利 益	1,822,420 千円	1,377,369 千円	2,217,506 千円	1,289,725 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	124.28 円	75.83 円	114.10 円	59.66 円
総 資 産	21,365,625 千円	25,522,983 千円	30,642,721 千円	32,693,177 千円
純 資 産	8,047,208 千円	10,540,389 千円	14,309,016 千円	15,386,015 千円
1 株 当 た り 純 資 産 額	548.77 円	568.81 円	661.89 円	711.35 円

(注) 当社は、平成23年12月7日付で普通株式1株につき5株の割合で、平成26年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。このため、第6期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社さわやか倶楽部	200,800 千円	100 %	介護事業・不動産事業・その他
株式会社ボナー	84,800	100	カラオケ事業・飲食事業・不動産事業・その他
Bonheure(Thailand)Co., Ltd.	6,000 千THB	49 (49)	飲食事業

(注) 1 「当社の出資比率」欄の( )内の数字は間接所有割合であります。

2 平成26年8月1日に株式会社ボナーの49%出資子会社であるBonheure(Thailand)Co., Ltd.を設立しております。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
介護事業	有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、グループホーム、ショートステイ、ヘルパーステーション、ケアプランセンター、デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護施設の運営
カラオケ事業	カラオケ店（コロッケ倶楽部）の運営
飲食事業	飲食店（かんできや、かまどふっくら、Susu、再生酒場等）の運営
不動産事業	不動産の賃貸・管理・仲介・売買等
その他の (ホテル事業及び通信事業)	ホテル事業における宿泊及び飲食・サービスの提供等、携帯電話の販売等

(8) 主要な事業所及び店舗等

① 当 社

・本社 福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号

② 重要な子会社

(介護事業)

株式会社さわやか倶楽部

・本社 福岡県北九州市小倉北区

・介護施設等 61カ所123事業所

都 道 府 県	拠 点 数	事 業 所 数	都 道 府 県	拠 点 数	事 業 所 数
北 海 道	2	4	大 阪 府	2	2
秋 田 県	2	3	兵 庫 県	1	2
新 潟 県	3	6	三 重 県	1	2
千 葉 県	2	3	愛 媛 県	1	3
栃 木 県	1	2	福 岡 県	40	85
埼 玉 県	1	1	大 分 県	2	4
愛 知 県	1	2	合 計	61	123
京 都 府	2	4			

(カラオケ事業・飲食事業)

株式会社ボナー

・本社 福岡県北九州市小倉北区

・カラオケ店舗 99店舗

都 道 府 県	店 舗 数	都 道 府 県	店 舗 数	都 道 府 県	店 舗 数
東 京 都	6	三 重 県	2	熊 本 県	5
神 奈 川 県	2	広 島 県	3	大 分 県	8
茨 城 県	1	山 口 県	9	宮 崎 県	6
静 岡 県	1	福 岡 県	37	鹿 児 島 県	4
兵 庫 県	2	佐 賀 県	4	沖 縄 県	6
滋 賀 県	1	長 崎 県	2	合 計	99

・飲食店舗（国内） 28店舗

都 道 府 県	店 舗 数	都 道 府 県	店 舗 数
東 京 都	1	宮 崎 県	2
福 岡 県	21	沖 縄 県	1
熊 本 県	1	合 計	28
大 分 県	2		

Bonheure(Thailand)Co., Ltd.

- ・本社 Bangkok, Thailand
- ・飲食店舗（国外） 1店舗

国 名	店 舗 数
タ イ	1

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,786名	168名増

(注) 上記従業員には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）2,292名は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29名	1名減	38.5歳	6.1年

(注) 当社は、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）を雇用しておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 額
株式会社西日本シティ銀行	2,508,316 千円
株式会社関西アーバン銀行	1,651,300
株式会社みずほ銀行	1,323,220
株式会社鹿児島銀行	1,044,500
株式会社新生銀行	900,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、企業の社会性を重視し、社会貢献活動として様々な取り組みを行い、地域との密着をはかっています。

その一環として現在、地元北九州市で年に数回開催している著名講師を招いての文化セミナーは、第22回目を迎えました。

また、チャイルドスポンサーシップへの寄付活動やラオスでの小学校建設を通じて、貧困や病気、災害、紛争などに苦しむ世界の子供たちの支援を行っているほか、平成26年7月からはNPO法人テラ・ルネッサンスによる元子ども兵社会復帰プロジェクトにも寄付を行っています。

それらに加えて、地球の自然環境を守るため、弊社のカラオケ及び居酒屋全店舗、介護施設の多くにLEDの導入を行っているほか、介護施設の屋根面に随時、太陽光発電設備を設置しております。

今後におきましても、経済活動のみならず、社会への貢献が企業の重要な責務であると考え、積極的に取り組んでまいります。

- ② 当社は、平成26年9月11日をもちまして、株式会社東京証券取引所市場第二部から株式会社東京証券取引所市場第一部指定となりました。

2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 58,400,000株  
 (2) 発行済株式の総数 21,618,800株 (自己株式376株を含む。)  
 (3) 株 主 数 6,156名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(株)	持 株 比 率
株式会社ウチヤマフューチャー	6,400,000 株	29.60 %
内山 文治	2,210,420	10.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,510,400	6.99
内山 孝子	866,420	4.01
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	732,900	3.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	703,600	3.25
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	595,500	2.75
ウチヤマホールディングス従業員持株会	497,900	2.30
株式会社エクシング	304,800	1.41
株式会社第一興商	280,000	1.30

(注) 持株比率は、自己株式 (376株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 特に記載すべき事項はありません。



3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成20年3月18日開催の臨時株主総会決議による新株予約権

① 新株予約権の発行価額

無償

② 権利行使時1株当たりの行使価額

1株当たり 135円

③ 新株予約権の行使の条件

・新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。

また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

・新株予約権の相続は、これを認めない。

・その他権利行使の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間

平成22年3月31日から平成30年3月30日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役	2,300個	普通株式 46,000株 (新株予約権1個につき20株)	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
特に記載すべき事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
内山文治	代表取締役社長	株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長
生嶋伸一	専務取締役	株式会社ボナー代表取締役会長
竹村義明	専務取締役	株式会社さわやか倶楽部専務取締役
歌野繁美	専務取締役	株式会社ボナー代表取締役社長
山本武博	専務取締役	経営企画室長、株式会社さわやか倶楽部専務取締役、株式会社ボナー専務取締役
吉岡信之	取締役	株式会社さわやか倶楽部取締役
川村謙二	取締役	株式会社さわやか倶楽部取締役
二村浩司	取締役	株式会社ボナー専務取締役
矢田逸夫	取締役	
嶋井太郎	常勤監査役	株式会社さわやか倶楽部監査役 株式会社ボナー監査役
住川守	監査役	住川守税理士事務所
岸本進一郎	監査役	公認会計士岸本会計事務所

- (注) 1. 取締役矢田逸夫氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役住川守氏、岸本進一郎氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は取締役矢田逸夫氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。  
4. 監査役住川守氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 監査役岸本進一郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
6. 富山誠氏は平成26年6月26日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。  
7. 矢田逸夫氏は平成26年6月26日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役矢田逸夫氏及び監査役住川守氏、岸本進一郎氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 ( 1名)	146,838千円 ( 450千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 ( 3名)	10,473千円 ( 4,950千円)

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は28,824千円であります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 取締役 矢田 逸夫

ア. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

就任後開催の取締役会には14回中14回出席（出席率100%）し、議案に対し主に出身分野である行政機関で培った経験・見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### ② 監査役 住川 守

ア. 重要な兼職先と当社との関係

住川守税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

19回中19回出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

13回中13回出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 監査役 岸本 進一郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

公認会計士岸本会計事務所と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

19回中19回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

13回中13回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

アーク監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

28,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

#### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,000千円

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、平成23年6月29日の取締役会、平成23年12月15日の臨時取締役会及び平成24年9月19日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、概要は以下のとおりです。

#### ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、顧問弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守体制を強化する。

コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス規程・コンプライアンスマニュアル」により、役員及び従業員等それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄で、各部門の業務の有効性・効率性の評価を中心とした業務監査を行い、当該活動状況を代表取締役社長に報告するとともに取締役会及び監査役会ならびに被監査部門へ報告する。

また、総務部内に内部通報の相談窓口を設け、顧問弁護士を外部の相談窓口とすることで、内部通報制度の整備と充実をはかる。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の意思決定及び報告など職務執行に係る情報は、法令・社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時これらの文書等を閲覧出来る体制をとる。

また、情報の管理については、個人情報保護に関する基本方針を定めて、情報セキュリティに関するガイドラインについては、一層の充実をはかることとする。

#### ③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの部門にて、規制・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めて対応する。

業務執行に係るリスク管理及びその対応については内部監査室が監査を行うものとし、その結果の報告を代表取締役社長に行うとともに、取締役会及び監査役会に報告する体制をとる。その他の全社的なリスク管理及びその対応についてはコンプライアンス委員会が統制し、取締役会に報告を実施していく。

④取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び効率的な達成方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その達成目標に向け具体策を立案、実行する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社はこれを横断的に推進し、管理する。

なお、子会社の経営については、「関係会社管理規程」の定めに従い、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。

⑥財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価が出来るよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

⑦監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からの要請があった場合には、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役の意見交換を経て決定する。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の命令を受けないものとする。

また、その補助者の人事異動及び人事評価等については、監査役会の意見・意向を事前に聴取の上、取り運ぶものとする。

- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要な事項の報告を受けるほか、その他重要な会議に出席するものとする。  
取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。  
報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制  
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。  
また、監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとする。
- ⑩反社会的勢力への対応  
当社グループは、反社会的な団体・個人とは一切の関わりを持たず、企業の社会における公共性を強く認識し、ルールを守り、健全な事業活動を行うことを旨とする。また、不当な要求等が発生した際には、顧問弁護士や所轄の警察署に速やかに連絡・相談を行い、各署と連携して適切な措置を講じていく。

なお、平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、平成27年4月20日開催の取締役会において本方針の改定を行っております。改定の内容につきましては、当社ホームページにおいて開示を行っております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」につきましては、特に定めておりません。



### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元については、経営の重要課題であると位置付け、有料老人ホーム、カラオケ・飲食事業等の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことに努めていく所存であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これら剰余金の配当の決定機関は期末配当については、株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期末の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり5円とし、中間配当(注)を含めた年間配当金につきましては11円とさせていただきます予定です。

(注) 当社は当期におきまして、1株当たり5円に加え東京証券取引所市場第一部指定記念配当1円、合わせて当社普通株式1株当たり6円の中間配当を行っております。

---

(注) 本報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入としております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>16,201,527</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,080,146</b>
現金及び預金	11,925,172	買掛金	331,926
売掛金	1,418,113	短期借入金	1,489,000
商品	72,350	1年内返済予定の長期借入金	2,589,297
販売用不動産	720,149	1年内償還予定の社債	35,000
貯蔵品	39	リース債務	1,120
繰延税金資産	218,479	未払法人税等	140,465
その他	1,868,055	賞与引当金	197,316
貸倒引当金	△20,833	ポイント引当金	271,571
<b>固定資産</b>	<b>16,491,650</b>	株主優待引当金	12,050
<b>有形固定資産</b>	<b>12,306,040</b>	その他の	2,012,397
建物及び構築物	7,129,636	<b>固定負債</b>	<b>10,227,016</b>
土地	3,729,127	社債	35,000
建設仮勘定	444,291	長期借入金	8,281,439
その他	1,002,985	リース債務	1,660
<b>無形固定資産</b>	<b>61,182</b>	繰延税金負債	277,803
ソフトウェア	17,641	資産除去債務	199,909
その他	43,540	その他	1,431,202
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,124,427</b>	<b>負債合計</b>	<b>17,307,162</b>
投資有価証券	117,705	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	272,064	<b>株主資本</b>	<b>15,345,707</b>
繰延税金資産	178,356	資本	2,222,935
敷金及び保証金	2,290,775	資本剰余金	2,676,892
その他	1,353,492	利益剰余金	10,446,116
貸倒引当金	△87,966	自己株式	△237
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>32,602</b>
		その他有価証券評価差額金	31,897
		為替換算調整勘定	705
		<b>少数株主持分</b>	<b>7,705</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>15,386,015</b>
<b>資産合計</b>	<b>32,693,177</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>32,693,177</b>

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		23,628,459
売上原価		20,713,973
売上総利益		2,914,485
販売費及び一般管理費		1,481,656
営業利益		1,432,829
営業外収益		
受取利息	9,530	
受取配当金	1,984	
受取手数料	76,967	
受取保険金	132,945	
その他の	62,837	284,264
営業外費用		
支払利息	142,646	
その他の	20,331	162,978
経常利益		1,554,115
特別利益		
固定資産売却益	814,626	
投資有価証券売却益	289	814,916
特別損失		
固定資産除却損	20,204	
減損	292,632	
投資有価証券売却損	185	
投資有価証券評価損	144	313,166
税金等調整前当期純利益		2,055,864
法人税、住民税及び事業税	660,072	
法人税等調整額	109,027	769,100
少数株主損益調整前当期純利益		1,286,764
少数株主損失		2,961
当期純利益		1,289,725

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,222,935	2,676,892	9,394,193	△237	14,293,784
当期変動額					
剰余金の配当			△237,802		△237,802
当期純利益			1,289,725		1,289,725
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	1,051,923	—	1,051,923
当期末残高	2,222,935	2,676,892	10,446,116	△237	15,345,707

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調整 勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	15,232	—	15,232	—	14,309,016
当期変動額					
剰余金の配当					△237,802
当期純利益					1,289,725
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	16,664	705	17,370	7,705	25,075
当期変動額合計	16,664	705	17,370	7,705	1,076,998
当期末残高	31,897	705	32,602	7,705	15,386,015

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社ウチヤマホールディングス  
取締役会 御中

アーク監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岩崎 哲士 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	後藤 正尚 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	島田 剛維 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウチヤマホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウチヤマホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,226,151</b>	<b>流動負債</b>	<b>104,974</b>
現金及び預金	1,171,939	短期借入金	10,000
前払費用	5,977	1年内返済予定の長期借入金	39,920
繰延税金資産	8,688	未払金	26,933
未収還付法人税等	38,993	未払費用	5,603
その他の	552	前受金	1,393
<b>固定資産</b>	<b>4,524,387</b>	預り金	5,287
<b>有形固定資産</b>	<b>10,085</b>	賞与引当金	3,786
建物	1,481	株主優待引当金	12,050
工具、器具及び備品	8,604	<b>固定負債</b>	<b>187,050</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,584</b>	長期借入金	158,420
ソフトウェア	1,584	その他の	28,630
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,512,716</b>	<b>負債合計</b>	<b>292,024</b>
投資有価証券	7,905	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	1,049,718	<b>株主資本</b>	<b>5,458,503</b>
出資金	10	資本金	2,222,935
長期貸付金	824	資本剰余金	2,676,892
関係会社長期貸付金	2,979,355	資本準備金	1,939,791
長期前払費用	262	その他資本剰余金	737,100
保険積立金	470,639	<b>利益剰余金</b>	<b>558,912</b>
繰延税金資産	4,000	利益準備金	20,192
		その他利益剰余金	538,720
		繰越利益剰余金	538,720
		<b>自己株式</b>	<b>△237</b>
		評価・換算差額等	10
		その他有価証券評価差額金	10
		<b>純資産合計</b>	<b>5,458,513</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,750,538</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,750,538</b>

# 損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
<b>営業収益</b>		
業務受託収入	333,333	
経営指導料	109,017	
関係会社受取配当金	228,480	670,830
<b>販売費及び一般管理費</b>		
役員報酬	157,311	
給与手当	139,285	
賞与引当金繰入額	3,786	
法定福利費	28,740	
減価償却費	6,793	
賃借料	32,118	
支払手数料	55,552	
株主優待引当金繰入額	12,047	
その他	66,422	502,058
<b>営業利益</b>		168,771
<b>営業外収益</b>		
受取利息	59,889	
有価証券利息	20	
受取配当金	0	
受取賃貸料	16,101	
受取事務手数料	7,959	
その他	411	84,382
<b>営業外費用</b>		
支払利息	4,420	
株式公開費用	4,000	
支払事務手数料	5,356	13,776
<b>経常利益</b>		239,377
<b>税引前当期純利益</b>		239,377
法人税、住民税及び事業税	2,809	
法人税等調整額	9,101	11,910
<b>当期純利益</b>		227,467

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,222,935	1,939,791	737,100	2,676,892
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,222,935	1,939,791	737,100	2,676,892

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			自己株式
	利益準備金	その他利益剰余金		
繰越利益剰余金				
当期首残高	20,192	549,056	569,248	△237
当期変動額				
剰余金の配当		△237,802	△237,802	
当期純利益		227,467	227,467	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	△10,335	△10,335	—
当期末残高	20,192	538,720	558,912	△237



(単位：千円)

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他 評価 差額	証券 評価 差額 等 合計	
当期首残高	5,468,839	10	10	5,468,849
当期変動額				
剰余金の配当	△237,802			△237,802
当期純利益	227,467			227,467
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		0	0	0
当期変動額合計	△10,335	0	0	△10,335
当期末残高	5,458,503	10	10	5,458,513

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社ウチヤマホールディングス  
取締役会 御中

#### アーク監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岩崎 哲士 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	後藤 正尚 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	島田 剛維 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウチヤマホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

株式会社ウチヤマホールディングス 監査役会

常勤監査役	嶋 井 太 郎	㊟
社外監査役	住 川 守	㊟
社外監査役	岸 本 進一郎	㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、下記のとおりと致したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額108,092,120円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

- ①今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- ②会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約の締結対象者の範囲が変更されたことを受け、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条及び第40条の変更を行うものであります。なお、第30条の変更については、各監査役の同意を得ておりません。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条（条文省略）</p> <p>（目 的）</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動の支配・管理を行う。</p> <p>(1)～(4) (条文省略) (新設)</p> <p><u>(5). 介護員養成研修事業</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6). カラオケ店の経営</u> <u>(7). 飲食店業</u> <u>(8). インターネットカフェの運営</u> <u>(9). ゲームセンターの運営</u> <u>(10). 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理</u> <u>(11). 貸ビル業</u> <u>(12). 旅行代理店業</u> <u>(13). ホテルの経営</u> <u>(14). 電話機器、通信機器のレンタル及び販売</u> <u>(15). 電話、携帯電話のレンタル及び販売</u> <u>(16). その他前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>2～5 (条文省略)</p>	<p>第1条（現行どおり）</p> <p>（目 的）</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動の支配・管理を行う。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p><u>(5). 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</u> <u>(6). 介護員養成研修事業</u> <u>(7). 整骨院、鍼灸・マッサージ院の経営、運営、管理及びコンサルティング事業</u> <u>(8). 接骨院及び鍼灸、マッサージ、按摩、指圧、カイロプラクティック、足裏反射療法並びに整体療法による施術所の経営及び経営指導</u> <u>(9). 鍼灸・マッサージ及び整骨院、カイロプラクティックサロン、エステティックサロン及びネイルサロンの経営並びにフランチャイズチェーンシステムによる運営</u> <u>(10). 鍼灸、柔整、マッサージ、按摩、指圧療法及びリハビリテーションの治療院の経営とそれらの治療機器の販売及びそのリース業</u> <u>(11). カラオケ店の経営</u> <u>(12). 飲食店業</u> <u>(13). インターネットカフェの運営</u> <u>(14). ゲームセンターの運営</u> <u>(15). 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理</u> <u>(16). 貸ビル業</u> <u>(17). 旅行代理店業</u> <u>(18). ホテルの経営</u> <u>(19). 電話機器、通信機器のレンタル及び販売</u> <u>(20). 電話、携帯電話のレンタル及び販売</u> <u>(21). その他前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>2～5 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第29条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第31条～第39条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第41条～第49条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第31条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第41条～第49条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の経営体制及びコーポレートガバナンス体制の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、取締役10名の選任をお願い致したいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	内山文治 (昭和16年4月12日生)	昭和46年6月 内山ビル株式会社代表取締役社長 昭和59年10月 株式会社ウチャマアーベスト代表取締役社長 昭和59年10月 株式会社ボナー取締役 昭和62年3月 株式会社ハウス二十二代表取締役社長 平成10年2月 有限会社コウノ取締役 平成16年12月 株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長（現任） 平成18年10月 当社代表取締役社長（現任） 平成21年11月 株式会社さわやか天の川（現株式会社さわやか倶楽部）代表取締役社長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長	2,210,420株
2	生嶋伸一 (昭和24年10月6日生)	平成7年11月 内山ビル株式会社入社 平成9年4月 株式会社アメニティー監査役 平成10年10月 内山ビル株式会社取締役 平成16年12月 株式会社さわやか倶楽部取締役 平成17年11月 株式会社ボナー代表取締役社長 平成18年10月 当社専務取締役（現任） 平成23年4月 株式会社ボナー代表取締役会長（現任） 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社ボナー代表取締役会長	61,823株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	たけむらよしあき 竹村義明 (昭和38年8月23日生)	平成元年1月 内山ビル株式会社入社 平成3年5月 株式会社アメニティー監査役 平成7年10月 株式会社ゼンコーポレーション取締役 平成8年6月 株式会社アメニティー代表取締役社長 平成10年10月 内山ビル株式会社取締役 平成16年12月 株式会社さわやか倶楽部専務取締役（現任） 平成18年10月 当社専務取締役（現任） 平成21年11月 株式会社さわやか天の川（現株式会社さわやか倶楽部） 専務取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社さわやか倶楽部専務取締役	61,823株
4	うたのしげみ 歌野繁美 (昭和40年6月28日生)	平成2年9月 内山ビル株式会社入社 平成6年6月 株式会社アメニティー取締役 平成7年10月 株式会社ゼンコーポレーション取締役 平成10年1月 内山ビル株式会社取締役 平成17年11月 株式会社ボナー専務取締役 平成18年10月 当社専務取締役（現任） 平成23年4月 株式会社ボナー代表取締役社長（現任） 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ボナー代表取締役社長	61,823株



候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	やま もと たけ ひろ 山 本 武 博 (昭和46年1月30日生)	平成6年7月 有限会社サイトウ入社 平成14年3月 有限会社ノア取締役 平成14年3月 有限会社コウノ取締役 平成14年3月 株式会社ゼンコーポレーション取締役 平成16年2月 内山ビル株式会社監査役 平成17年11月 株式会社ボナー専務取締役（現任） 平成18年10月 当社専務取締役 平成20年3月 当社専務取締役経営企画室長（現任） 平成22年6月 株式会社さわやか倶楽部専務取締役（現任） 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ボナー専務取締役 株式会社さわやか倶楽部専務取締役	15,823株
6	よし おか のぶ ゆき 吉 岡 信 之 (昭和31年1月2日生)	平成14年3月 社会福祉法人さわやか会事務長 平成18年10月 当社取締役（現任） 平成19年3月 株式会社さわやか倶楽部取締役（現任） 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社さわやか倶楽部取締役	25,305株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	かわ 村 謙 二 (昭和36年8月30日生)	平成15年8月 有限会社コウノ入社 平成17年6月 株式会社さわやか倶楽部取締役（現任） 平成18年10月 当社取締役（現任） 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社さわやか倶楽部取締役	16,605株
8	ふた 村 浩 司 (昭和51年1月15日生)	平成8年5月 株式会社ボナー入社 平成14年3月 有限会社ノア取締役 平成14年3月 有限会社コウノ取締役 平成14年3月 株式会社ゼンコーポレーション取締役 平成17年11月 株式会社ボナー常務取締役 平成22年6月 当社取締役（現任） 平成23年4月 株式会社ボナー専務取締役（現任） 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社ボナー専務取締役	32,823株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	矢田逸夫 (昭和15年2月12日生)	昭和39年2月 北九州市役所小倉北福祉事務所入職 平成12年3月 財団法人北九州上下水道協会入職 平成20年6月 当社監査役 平成26年6月 当社取締役(現任) 現在に至る	605株
10	※神尾榮一 (昭和8年8月25日生)	昭和46年4月 神尾公認会計士事務所開業(現 神尾アンドパートナーズ) (現任) 昭和54年7月 監査法人第一監査事務所福岡事務所代表社員 平成4年7月 日本公認会計士協会理事 平成12年4月 監査法人太田昭和センチュリー(現 新日本有限責任監査法人)代表社員、理事 平成12年11月 監査法人太田昭和センチュリー相談役 平成13年4月 北九州市監査委員 平成21年5月 株式会社きょくとう監査役(現任) 現在に至る	8,000株

- (注) 1 ※は新任の取締役候補者であります。
- 2 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 3 矢田逸夫、神尾榮一の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は矢田逸夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
- 4 当社は、取締役候補者矢田逸夫氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、取締役候補者神尾榮一氏が選任されたときは、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 5 矢田逸夫氏は、長年北九州市役所での豊富な業務経験を通じ、特に小倉北福祉事務所では福祉行政に深く精通し、人格、見識の上で職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し候補者としております。
- 6 矢田逸夫氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 7 神尾榮一氏は、公認会計士として大手監査法人の代表社員を務めた経歴があり、高い識見と経験を有し、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることなどから、当社の社外取締役として適任であると判断し、候補者としております。
- 8 取締役候補者の所有する当社株式の数には、ウチヤマホールディングス役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役嶋井太郎氏、住川守氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	嶋井太郎 (昭和49年7月15日生)	平成9年4月 株式会社NTTデータ入社 平成13年3月 株式会社ボナー入社 平成18年10月 当社入社 平成19年4月 株式会社ボナー監査役(現任) 平成26年6月 当社監査役(現任) 株式会社さわやか倶楽部監査役(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ボナー監査役 株式会社さわやか倶楽部監査役	8,644株
2	住川守 (昭和22年12月16日生)	昭和41年4月 熊本国税局入局 昭和46年7月 長崎税務署管理課 平成3年7月 福岡国税局調査査察部 平成17年7月 八幡税務署筆頭特別国税調査官 平成19年7月 同署辞職 平成19年10月 住川守税理士事務所開業(現任) 平成21年7月 当社監査役(現任) 現在に至る	1,214株

- (注) 1 各監査役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2 監査役候補者の所有する当社株式の数には、ウチヤマホールディングス役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
- 3 当社は、監査役候補者住川守氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、監査役候補者嶋井太郎氏は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、同氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 4 住川守氏は社外監査役候補者であります。
- 5 住川守氏は、税理士として会計の専門知識と経験を有し、客観性のある視点を備えていることから、直接企業経営に関与した経験を有しないものの当社の社外監査役としての役割を十分に果たすことができると判断し、候補者としております。
- 6 住川守氏の当社での社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年11ヶ月となります。

以上





# 株主総会会場ご案内図

<会場> ステーションホテル小倉 4階 「吉祥の間」  
福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号  
TEL 093-541-7111 (代表)

